

社保通信をお届けします。P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

～ 延長ブリッジ ～

- ・延長ブリッジは原則として認められませんが、第2大臼歯欠損に対しては認められます。(ただし、ポンティックは半歯程度)

社保委員会のひとこと

第2大臼歯欠損でも、ポンティックは小臼歯での算定となります。

- ・隣接歯の処置状況からやむを得ず延長ブリッジを作製する場合、側切歯及び小臼歯 1 歯のみ認められます。ただし、ポンティックに隣接する歯がなければ認められません。(隣接する歯はインプラントでも可、摘要欄にインプラントである旨を記載)
- (例)適応例：①①2、2③④、②③④、4⑤⑥、③④⑤、5⑥⑦
- 不適応例：④⑤⑥、1②③、3④⑤ 等

社保委員会のひとこと

延長ブリッジについて、支台歯が2歯以上あって条件が整っていれば、必ずしも支台歯は連続している必要はありません。(例)③④⑤⑥7、③④⑤⑥7 等

- ・上顎第2大臼歯の遠心頬側根抜歯(⑥⑦7)及び下顎第2大臼歯の遠心根抜歯の場合(⑥⑦7)の延長ポンティックは認められません。

～ 特例のブリッジ ～

以下の場合には事前承認の必要なくブリッジの作製が可能です。

- ・⑤④3②:1 にメタルボンド冠が装着
摘要欄「ブリッジに係る中切歯の状態等;1メタルボンド冠 装着済」
1 が反対側のブリッジの支台
摘要欄「ブリッジに係る中切歯の状態等;①1②Br 装着済」等

社保委員会のひとこと

1 が健全歯のため切削したくないとの患者からの希望があった場合も、⑤④3②のブリッジの作製が可能です。その旨の摘要欄記載をお願いします。

- ・⑤43②①:43部ポンティック部が犬歯低位唇側転位により1歯分
摘要欄「低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致」
- ・④32① | ④32① | ①:32部ポンティック部が犬歯低位唇側転位により1歯分
摘要欄「低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致」

社保委員会のひとこと

歯式は2歯欠損ですが、ポンティックは1歯での算定となります。
なお、ポンティックは最も近似する形態に応じた点数で算定してください。

社保委員会のひとこと

印象採得、咬合採得、リテーナー、試適料、仮着料、装着料はすべて補綴歯数に応じた点数となります。上記の犬歯低位唇側転位の場合、④32① | の補綴歯数は3歯となります。